

# 移動支援事業ガイドライン (R8.4改定版)



古 河 市

## ■ 1 移動支援の概要

障害福祉サービスで対応できない場合において、屋外での移動に困難がある障がい者（児）に対して、社会生活上必要不可欠な外出又は余暇活動に対する外出の際に介助等の支援を行うことにより、自立した生活及び社会参加を促すための事業です。

## ■ 2 移動支援の対象者

次の状態にある方で、障がいによって単独での移動が困難である場合に対象となります。

### 身体障がい者（児）

- ・身体障害者手帳(障害の級別が1級または2級)の交付を受けている方のうち、両上肢、両下肢または体幹機能障害を有するもの。または車椅子を常時利用している方。
- ・治療法が確立していない疾病その他の特殊の疾病(指定難病)であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である方であって、車椅子を常時利用している方。

### 知的障がい者（児）

- ・療育手帳を所持している方
- ・児童相談所で知的障害と判定を受けた方
- ・医師により、発達に障害があると診断された方

### 精神障がい者（児）

- ・精神障害者保健福祉手帳を所持している方及びこれに準ずる方



## ■ 3 利用の形態

古河市では、移動支援のサービス提供形態として、「個別支援型」を実施しています。

個別支援型とは、1名の障がい者（児）に対して、支援者がマンツーマンで支援を行います。対象となる用務は、原則1日以内で終わるものとします。

## ■ 4 移動の方法

- (1) 移動は原則として、徒歩又は公共交通機関（バス・電車）等を利用して行います。また、利用者が調達するタクシー等の移動手段も利用できます。
- (2) 事業所が所有する車両をヘルパーが運転する場合は、運転する時間を除いて費用を算定します。なお、事業者が所持する車両で移動支援を行う場合は、移動に係る費用の収受にかかわらず、道路運送法上の許可（介護タクシー又は有償運送許可）が必要となります。  
※道路運送法上の許可なしでサービスを提供した場合、道路運送法による行政処分に該当する恐れがありますのでご注意ください。

## ■ 5 対象となる外出の範囲

外出の範囲については、福祉目的として公費によって提供されるサービスであることを踏まえ、「社会生活上必要不可欠かどうか」、「社会参加のために必要かどうか」という観点から判断し、原則として1日の範囲内で用務を終えることの可能なものが移動支援の対象となります。なお、主な内容については、次のとおりですので参考にしてください。

### 社会生活上必要不可欠な外出

- ・権利・義務に関する相談・手続き
- ・保護者として学校行事への参加、PTA活動など
- ・家計の維持、財産の保全に係る手続きなど
- ・日常生活上必要な買い物など
- ・理容、美容、着付けなど
- ・住居の取得・賃貸借・維持管理・補修などに係る契約・相談など
- ・官公庁や金融機関への外出
- ・公的行事への参加
- ・その他前各号に準ずる移動支援

### 社会参加のための外出

- ・各種行事・研修会
- ・冠婚葬祭
- ・余暇・スポーツ・文化活動への参加
- ・初詣・墓参りなど社会的習慣
- ・ボランティア活動など
- ・通学（通園、学童保育、習い事を含む）のための一時的な利用（緊急、やむを得ない場合のみ）（Q12 参照）
- ・通所のための一時的な利用（緊急、やむを得ない場合のみ）（Q12 参照）
- ・外食
- ・レジャー・レクリエーション・旅行（日帰りのみ）・スポーツ観戦
- ・映画鑑賞・観劇等
- ・その他前各号に準ずる移動支援



※緊急、やむを得ない場合の通学及び通所のための一時的な利用等については、必ず事前に市に相談をお願いします。

## ■ 6 対象とならない外出の範囲

- ・経済的活動に係る外出通勤、営業活動等
- ・通年かつ長期にわたる外出通学、通所、通園、児童クラブ、習い事への送迎（Q12 参照）
- ・居酒屋、競艇場、競輪場、競馬場、パチンコ店、麻雀店などの飲酒を目的とした場所やその他公共の秩序に欠ける場所への外出
- ・政治活動や布教活動を目的とする外出
- ・保護者の都合や仕事等による預かり行為
- ・宿泊を伴う外出
- ・サービス提供事業者が不安を感じ、又は危険が及ぶおそれがある場合
- ・障害福祉サービス（同行援護、通院等介助、行動援護、重度訪問介護等）の支給決定を受けている方で、そのサービスで対応できる場合

## ■ 7 移動支援のサービス内容

移動支援で提供するサービス内容は、利用者の障がいに起因して必要となる外出時の介助に限られます。具体的な事例については、以下のとおりとなります。

### 移動支援の対象と考えられる事例

- ・ 外出の準備に伴う支援（健康状態のチェック、更衣介助、手荷物の準備等）
- ・ 移動に伴う支援（車への乗降介助、交通機関の利用補助等）
- ・ 外出中やその外出の前後におけるコミュニケーションの支援（代読、代筆等）
- ・ 外出先での必要な支援（排せつ介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持等）
- ・ 外出から帰宅した直後の対応支援（更衣介助、荷物整理等）



### 移動支援に含まれないと考えられる事例

- ・ 単なる待ち時間で、具体的な支援を行う必要がない場合（理容室での散髪時間等）
- ・ 遊び相手（一緒にスポーツをしたり、カラオケで一緒に歌うなどの行為）
- ・ 移動支援事業者等が発案・企画するイベント等への参加及びそれに類する場合
- ・ 外出の主たる目的地を移動支援事業者等として「預かり行為」を行う場合  
（※移動支援は、障がい者（児）に対する外出支援を目的としているため、保護者のレスパイトや仕事等による預かり行為を目的としたものは対象となりません。）

## ■ 8 利用者負担(月の上限額)

所得 区分 者・児の区分	生活保護 世帯	市町村民税非課税世帯		一般(市町村民税課税世帯)	
		低所得1	低所得2		
① 障がい者	0円	0円	0円	所得割額16万円未満 9,300円	所得割額16万円以上 37,200円
② 障がい児	0円	0円	0円	所得割額28万円未満 4,600円	所得割額28万円以上 37,200円

※① 障がい者の世帯の範囲は、障がい者本人とその配偶者となります。

※② 障がい児の世帯の範囲は、保護者の属する住民基本台帳の世帯となります。

## ■ 9 移動支援のサービス単価

※以下の表は、サービスを提供する事業者が市に請求する際の単価表です。

区分	時間	時間帯			
		日 中	早朝・夜間	深 夜	
身 体 介 護 な し	30分未満	1,300円	1,625円	1,950円	
	30分以上1時間未満	2,400円	3,000円	3,600円	
	1時間以上1時間30分未満	3,400円	4,250円	5,100円	
	1時間30分以上2時間未満	4,200円	5,250円	6,300円	
	2時間以上2時間30分未満	5,000円	6,250円	7,500円	
	2時間30分以上3時間未満	5,800円	7,250円	8,700円	
	3時間以上3時間30分未満	6,600円	8,250円	9,900円	
	3時間30分以上4時間未満	7,400円	9,250円	11,100円	
	4時間以上4時間30分未満	8,200円	10,250円	12,300円	
	4時間30分以上5時間未満	9,000円	11,250円	13,500円	
	5時間以上5時間30分未満	9,800円	12,250円	14,700円	
	5時間30分以上6時間未満	10,600円	13,250円	15,900円	
	以降30分ごとに右記金額を加算	700円	875円	1,050円	
	身 体 介 護 あ り	30分未満	3,200円	4,000円	4,800円
		30分以上1時間未満	5,000円	6,250円	7,500円
1時間以上1時間30分未満		7,200円	9,000円	10,800円	
1時間30分以上2時間未満		8,100円	10,125円	12,150円	
2時間以上2時間30分未満		9,000円	11,250円	13,500円	
2時間30分以上3時間未満		9,900円	12,375円	14,850円	
3時間以上3時間30分未満		10,800円	13,500円	16,200円	
3時間30分以上4時間未満		11,700円	14,625円	17,550円	
4時間以上4時間30分未満		12,600円	15,750円	18,900円	
4時間30分以上5時間未満		13,500円	16,875円	20,250円	
5時間以上5時間30分未満		14,400円	18,000円	21,600円	
5時間30分以上6時間未満	15,300円	19,125円	22,950円		
以降30分ごとに右記金額を加算	800円	1,000円	1,200円		

※ 「日中」とは、午前8時から午後6時まで

「早朝・夜間」とは午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後10時まで

「深夜」とは午後10時から午前6時まで。

※ サービス提供時間（事業所が所有する車両をヘルパーが運転する時間を除く）の中で時間帯の区分をまたがる場合は、サービス提供時間のうち、多くの時間が属する時間帯の単価を適用して算定してください。

※ 利用者負担が発生する方は、上記金額の1割を事業者が利用者に請求します。月の上限額を超える場合でも利用者に請求し、超えた分は障がい福祉課が利用者に助成します。

## ■ 10 身体介護の有無に係る判断基準

### 身体介護あり

食事や排せつ等において、ヘルパーの支援を必要とする場合。

### 身体介護なし

食事や排せつ等においてヘルパーの支援を必要としない場合。

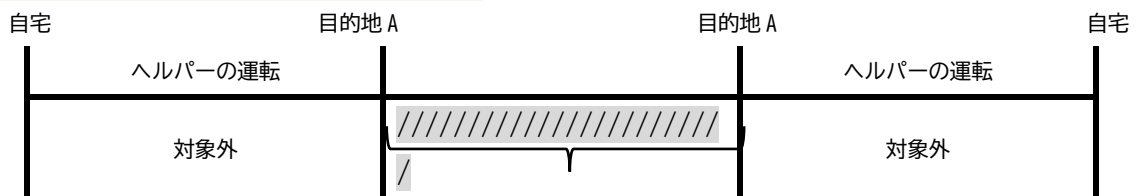


## ■ 11 サービスの提供事業所

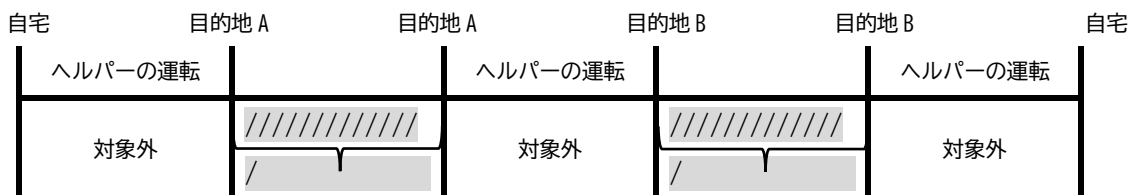
サービスを提供する事業所は、古河市に登録をする必要があります。移動支援事業のサービス申請をする際に、あらかじめ利用したい事業所に確認してください。

## ■ 12 移動支援が算定できる範囲

### 目的地までの移動に事業所の車両を利用する場合



移動支援として算定できる範囲



移動支援として算定できる範囲

移動支援として算定できる範囲

### ■ 13 移動支援に関するQ&A

Q1 グループホームに入居している間も移動支援を利用することは可能ですか。

A 利用可能です。ただし、障害者支援施設に入所中の場合は、移動支援を利用することはできません。移動支援は、グループホームのように在宅生活の扱いとなる施設を対象としています。

Q2 介護保険の認定を受けていても移動支援の利用は可能ですか。

A 原則、介護保険のサービスを優先することとなります。通院、公共機関への手続き、買い物等については、介護保険のサービスに含まれるため、移動支援の利用はできません。ただし、社会参加のための外出については、移動支援の対象となります。

Q3 児童の場合で学校行事（遠足、社会科見学、キャンプ、宿泊等）の参加のために移動支援を利用することは可能ですか。

A 学校行事については、授業の一環であり、学校で対応すべきものとなるため、移動支援の対象外となります。

Q4 通院のために、移動支援を利用することは可能ですか。

A 通院時の移動支援については、居宅介護の通院等介助で支援するため、原則利用はできません。

Q5 入退院の際や入院中に一時帰宅をした際に、移動支援を利用することは可能ですか。

A 入退院時であっても、移動及びその準備等に支援が必要な場合は、移動支援の利用は可能です。また、一時帰宅した際に移動支援を利用することも可能です。

Q6 短期入所を利用する際の送迎に、移動支援を利用することは可能ですか。

A 短期入所の利用にあたっては、障がいの程度等により自ら入所することが困難な利用者に対しては、利用者の送迎に要する費用について、報酬上一定の評価が行われているため、原則当該事業者が対応することとなります。したがって、短期入所の送迎については、移動支援を利用することができません。ただし、短期入所先へ送る予定であった家族等が、体調不良等により送ることが困難な場合については、例外的に利用することが認められる場合があります。

Q7 銭湯・温泉等の余暇を目的とした入浴の場合は、入浴に伴う介助を移動支援の対象として良いのでしょうか。

A 公衆浴場等における余暇を目的とした入浴であれば、その際に必要となる介助も移動支援の対象として差し支えありません。

Q8 移動支援を利用してプールに行く場合、プールの中の介助も移動支援として算定することはできますか。

A 移動支援の対象となるのは、目的地に行くまでの移動の介助及び目的地での移動、食事、排せつ等の介助や、危険回避のための必要な支援を行った場合となります。したがって、プール内であっても、移動支援の対象となる支援を行った場合は算定対象となりますが、「水泳の指導」や「一緒に遊ぶ」といった行為については、移動支援の対象とすることはできません。

Q9 古河市外に行く場合であっても、移動支援を利用することはできますか。

A 市外に行く場合も、1日の範囲内で用務を終えるものであれば、移動支援の利用は可能です。このため、宿泊を伴う外出等については、1日の範囲内で用務を終えられないため、支援は認められません。なお、目的地までの交通費や施設利用料等の実費負担分は、支援者分も含めて利用者負担となります。

Q10 家族等が目的地まで送迎する場合に、事業者としては目的地のみの支援を行うことにはなりますが、目的地のみの支援をもって移動支援の利用は可能でしょうか。

A 目的地が移動支援の対象となる場所であれば、目的地のみの支援であっても、移動支援の利用は可能です。ただし、この場合、ヘルパーが目的地へ向かう移動時間については移動支援の算定外となります。また、預かり行為と考えられる場合は、利用の対象外となります。

Q11 事業者が主催（発案・企画）した集団旅行・遠足等のレクリエーション活動に際して、移動支援を利用することはできますか。

A 移動支援は、利用者の発意による外出が原則であり、移動支援事業者（運営法人を含む）が主催する行事等については、移動支援の対象とはなりません。

Q12 通学、通所、通園、学童保育、習い事への送迎は認められないのですか。

A 通学、通所、通園、学童保育、習い事への送迎については、「通年かつ長期にわたる外出」に該当するため移動支援の対象にはなりません。また、通学については、単独での通学を目指すための訓練を目的として利用する場合や家族等の入院により送迎が困難となった場合等、3ヶ月を目安として、利用について勘案のうえ決定します。

Q13 1回の移動支援で複数の目的地に行くことは可能ですか。

A 複数の目的地に行くことに対して制限はありません。ただし、一連の外出の中で、1箇所でも移動支援の対象とならない目的地が含まれる場合は、当該移動支援全体が算定対象とはなりません。

Q14 1回のサービス提供時間に制限はありますか。

A ひと月の支給量を上限とし、1日の範囲内で用務を終えるものであれば、1回のサービス提供時間に制限はありません。

Q15 1日に複数回利用する場合で、その間隔が2時間未満の場合は、居宅介護の請求と同様に、1回の連続したサービスとして請求する必要がありますか。

A お見込のとおりです。間隔が2時間未満の場合は、1回の連続したサービスとして請求をお願いします。1日に複数回サービスを提供していただいた場合は、その分を合計していただき、単価表に規定する単価に当てはめて請求してください。

Q16 1回のサービス提供中に、ヘルパーを交代することはできますか。

A 同じ事業者内のヘルパーの途中交代は認められます。ただし、異なる事業者間でヘルパーを途中交代することは、事故等が発生した場合の責任の所在が不明確となるため認められません。

Q17 ヘルパーが運転する車を利用して目的地まで移動した場合でも、移動支援の算定対象となりますか。

A ヘルパー自らが運転する場合、運転時間中は、常時支援が行える状態ではないため、運転時間を除いて移動支援を算定することとなります。

Q18 外出先で利用者とヘルパーと一緒に食事をした場合は、移動支援の算定は可能ですか。

A 食事中に利用者への食事介助も同時に行われている場合は、算定が可能です。単に、ヘルパーが食事をしている間は、常時支援が行われている状態とはいえないため、原則として移動支援の算定対象には含まれません。

Q19 外出のための用意をしていたが、突然、利用者の具合が悪くなって外出ができなくなった場合に、移動支援の算出はできますか。

A 外出のための着替え、準備、排せつ等の介助をしていた時間については、算定の対象となりますが、それ以降の時間については、移動支援の対象とはなりません。

Q20 「身体介護を伴う場合」と「身体介護を伴わない場合」では提供できるサービスに差があるのですか。

A 「身体介護を伴う場合」と「身体介護を伴わない場合」については、あくまでも報酬上の区分になりますので、実際に提供できるサービス内容に違いはありません。

Q21 移動支援の利用の申請時には、相談支援専門員によるサービス等利用計画書の提出が必要となりますか。

A 移動支援など地域生活支援事業だけを申請される場合は、サービス等利用計画書の提出は不要です。ただし、短期入所等の障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）や、児童発達支援・放課後等デイサービス等の障害児通所給付を同時に申請される方や、現在利用されている方については、サービス等利用計画書の提出が必要となります。